

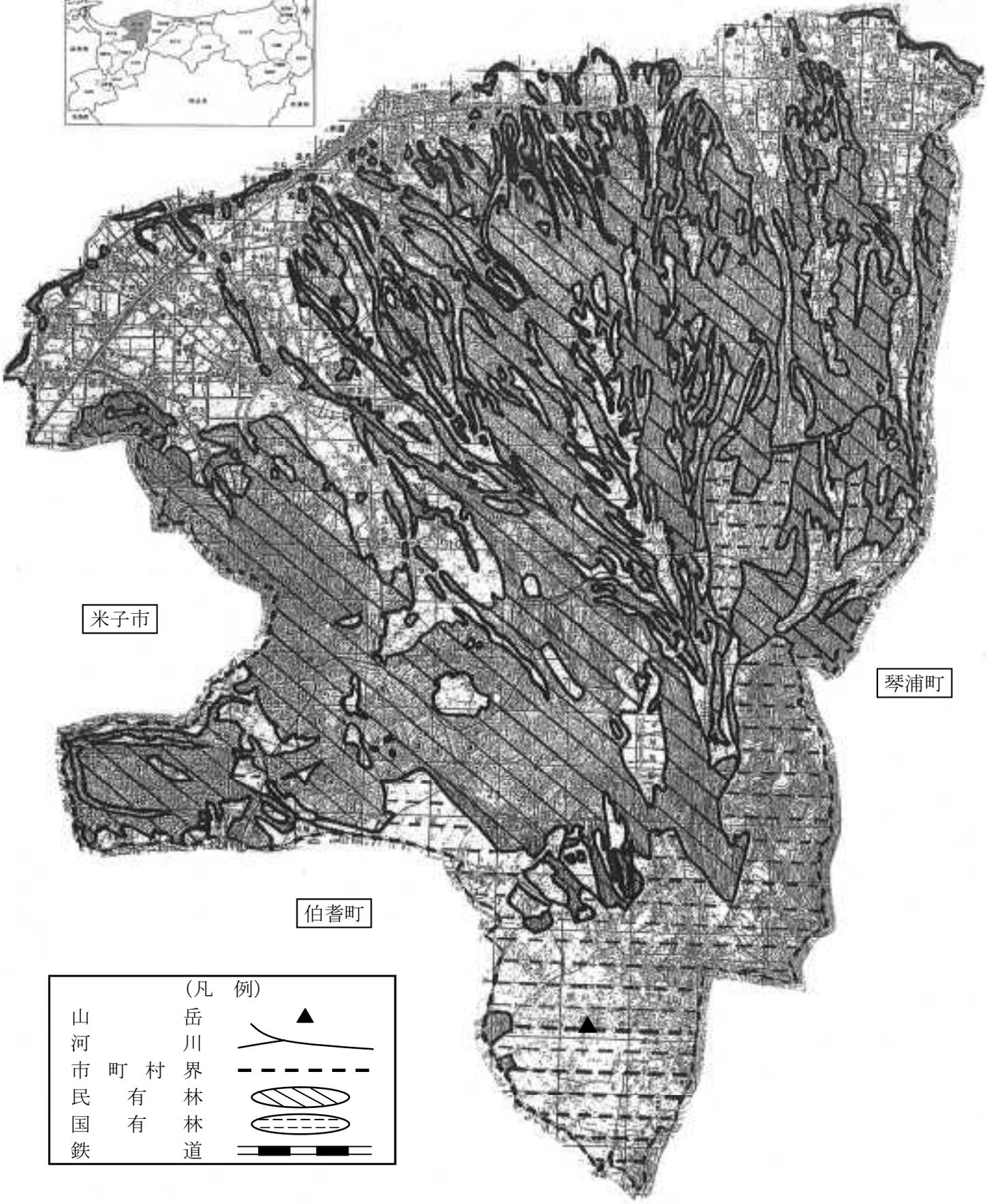
大山町森林整備計画

計画期間

自	令和 7年 4 月 1 日
至	令和17年 3 月 3 1日

鳥 取 県
大 山 町

森林整備市町村位置図



米子市

琴浦町

伯耆町

		(凡 例)
山	岳	▲
河	川	Y
市	界	- - - - -
町	林	▨
民	林	▤
国	道	▬
鉄		▬

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の作業種別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における森林施業の方法	12
3	その他必要な事項	20
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林の経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	21
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	23
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	26
4	その他必要な事項	26
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	28
2	生活環境の整備に関する事項	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	28
4	森林の総合利用の推進に関する事項	29
5	住民参加による森林の整備に関する事項	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	29

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、鳥取県の西部に位置し、東部は琴浦町、西部は米子市及び伯耆町、南部は江府町と接し、北部は日本海に面している。

地形は、南北約 21km、東西約 16km であり、北は日本海から南は中国山地の最高峰大山に至る範囲となっている。北部は大山の裾野がゆるやかな傾斜を描きながら日本海に向かって広がり、南部は丘陵と谷間で形成され大山山頂に至る山地となっている。

河川は、大山山系を分水嶺として、東部に甲川、西部に阿弥陀川が日本海に流れている。

本町の総面積は 18,983ha であり、林野面積は 11,397ha で、総面積の 60% を占めている。民有林の面積は 8,624ha で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 4,578ha であり、人工林率 53% である。森林資源の整備は、戦後の積極的な拡大造林の推進により、今後これからの森林の適正な施業を推進していくことが緊急かつ重要な課題となっている。

しかしながら、近年の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要・価格の低迷、松くい虫被害の発生、林業経営コストの上昇、林業従事者の減少、高齢化等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、保育等が適正に実施されない森林が増加している。

このような状況にある本町の森林整備については、森林所有者に対し各種造林補助事業等の普及啓発を図るとともに、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化し、全町民に対しても森林の有する意義、整備の必要性を啓蒙し、停滞している林業に対し意識改革を図り、森林整備が行い易い環境を整備していくことが重要である。

また、森林の計画的整備を行うため、町、森林所有者、森林組合等林業関係事業者の相互の連携強化を推進していく必要がある。

本町の森林の土地利用については、上楨原、豪円山から大山までの間の森林は、国有林が大部分を占め原生的自然が多く残されており、自然環境の維持を図り、貴重な野生生物の保護や遺伝子資源の保全等の面で県内で最も重要な森林であるため、町民のみならず県民全体の心のより所として次代に引き継ぐべき財産として保護されている。

また、赤松周辺、大野池周辺の森林については、大山を訪れる多くの観光客のスポーツ、レクリエーションの場として利用が図られており、森林と人がふれあう場として利活用され、保健・文化・教育的機能を果たしている。

一方、大谷地区、孝霊山の中腹から頂上にかけての森林は「大山マツ」として全国に名を馳せた形質の優れたマツ林があり、特に大谷地区にはマツの特別母樹林として指定された地区がある等木材資源として価値の高い森林も多いが、木材の安定的供給と水資源のかん養などの機能をバランスよく発揮できるような森林施業が求められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1：本計画においては、森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

注2：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注3：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が育成・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	--

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

さらに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務づけるものではない。

具体的には、大山町の区域内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、大山町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、長期伐施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度以上を目安とすること。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全 域	40 年	45 年	35 年	45 年	10 年	20 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹

の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保護樹帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため 11 月から 3 月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

樹種	生産目標	期待径級 (cm)
スギ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34
ヒノキ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34
マツ	一般材	18
	梁桁材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰返し期間とし伐採率は 30 パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては 40 パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

(1) 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の林齢の指針

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは主伐を見合わせるにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の森林に適用されるが、大山町内の主要樹種について、森林生産力の阻害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおりとする。

本計画区の主要樹種については、概ね下表ととおりであることから、この林齢を基礎とし、大山町内の主要樹種について定めるものとする。

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針
大山町	20年	25年	20年	25年

第2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、小花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ 等 その他広葉樹

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業改良指導員又は町農林水産課等に相談の上、適切な樹種を植栽するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	1,500	

定められた標準的な植栽本数を乖離して植栽しようとする場合やその他広葉樹を植栽する場合は、県の林業普及指導員又は町農林水産課等に相談の上、適切な植栽本数を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条等を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。</p> <p>急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。</p>
植付けの方法	<p>苗木を植栽する穴は、深めに掘り、根を広げて土と根をなじませ、掻き出した土を戻す。苗木のまわりを適度に踏みつけ、乾燥を防ぐため落葉等で苗木の根元を覆う。</p>
植栽の時期	<p>苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生成が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。</p>

なお、人工造林するに当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林と定められている伐採跡地では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に造林を行うこととする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内に造林を行うこととする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合は、その後2年以内に造林を行うこととする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クロマツ
ぼう芽更新可能樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クロマツ、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種	「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)に定める期待成立本数10,000本/haとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林については、大山町森林整備計画においてその基準及び所在を定め、適確な更新を確保することとする。

なお、人工林については原則として伐採後は植栽による更新を行うものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲約100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植栽により適確な更新を確保することとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合……本計画第2 1 (1)による。
- イ 天然更新の場合……本計画第2 2 (1)による。

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新させることとする。

5 その他必要な事項
該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、鬱閉し(樹冠粗密度が10分の8以上になること)、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、且つ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

間伐の開始時期及び繰り返し間隔については下表を基準とするが、間伐の繰り返し期間、間伐率の設定については、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮して実施すること。

また、保育間伐の遅れが著しい森林については、気象災害に十分に注意して実施すること。

樹種	施業体系	間伐時期(年)				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15~20	25~30	35~45	50~60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15~20	25~35			
ヒノキ	大径材	15~20	25~30	40~50	60~70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15~20	25~35			

(注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、従来の保育方法を勘案して、時期、回数、作業方法等、必要な施業を行うものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	

下刈り	スギ ヒノキ	回数	1	1	1	1	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			
つる切									(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)
除伐											1	1	1		
雪起こし		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
枝打ち													1	1	1

					標準的な方法	備考
14	15	16 ~20	21 ~25	26 ~30		
					下刈りは、植栽木の生育状況、林床植物の種類とその繁茂状況によって総合的に判断して年1回以上実施する。	
					クズ等の繁茂状況によって下刈りや除伐時に併せて行う等適切に実施する。	
(1)	(1)	(1)			植栽木の育成を阻害し、又は阻害する恐れのある植栽木以外の樹種及び植栽木のうち形質不良木を除去するものとする。	
(1)	(1)				根曲がり防止のため融雪後の4月から5月頃までに根曲がりの状況によって実施する。	
1	1	(1)	(1)	(1)	病虫害の発生を予防するとともに、植栽木の生産目標・生育状況を考慮して枝打ち高・回数等を定め、10月下旬から3月上旬頃までに実施する。また、一部の山林においては、花粉症対策の枝打ちを実施する。	

(注) () は必要に応じて実行する。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、次に示す基準を原則とする。

ただし、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価

区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全 域	50 年	55 年	45 年	55 年	20 年	30 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や町民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進する。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。アの①～③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全 域	64 年	72 年	56 年	72 年	16 年	32 年

- ①地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変異点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が以上に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域として別表1により定めるものとする。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班、小班により示し特定できるように記載する。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班 B~D、2 林班 A,C、3 林班 A、4 林班 A~C、5 林班 A,C、7 林班 B、8 林班 A~G、9 林班 A~F、10 林班 A~H、14 林班 A,B、15 林班 A、17 林班 A~C、18 林班 A~E,H,I、19 林班 F,G、20 林班 B~D、21 林班 A~C、22 林班 A,B、23 林班 B,C、24 林班 A~D、25 林班 A~C、26 林班 A~J、27 林班 A~G、28 林班 A~D、29 林班 A,B,D,E、30 林班 A~D、31 林班 A,B,D、32 林班 C、33 林班 A~E、34 林班 A~D、35 林班 A~C、36 林班 A~C、37 林班 B,C,E~G、38 林班 A~C、39 林班 A~E、40 林班 A~D、41 林班 A~G、42 林班 A~D、43 林班 A、44 林班 A,B、45 林班 A~D、46 林班 A~G、47 林班 A~G、48 林班 A,C,D、49 林班 A~D、50 林班 A、51 林班 A~C、52 林班 A~C、53 林班 A~J、55 林班 A、57 林班 A、102 林班 A~J,L~P、103 林班 B,E,G、104 林班 A~C,F,H~M,O、105 林班 C,D、106 林班 A~G、107 林班 A~K、108 林班 A~I、110 林班 A~E、111 林班 A~H、113 林班 B,E~H、114 林班 A~I、115 林班 A~F、116 林班 A~E、117 林班 A,C、118 林班 A,B、119 林班 B,C、120 林班 A,E、122 林班 A~F、123 林班 A~D、124 林班 A~C、126 林班 D,E、127 林班 A~F、128 林班 A~G、129 林班 A~G、130 林班 A~E、202 林班 G、203 林班 G~I、204 林班 A,C~H、205 林班 A~C、206 林班 A、207 林班 A の 国立公園 1 種以外の箇所、208 林班 A~C,F、209 林班 B~F、210 林班 A,C、217 林班 A,C、218 林班 A~D、219 林班 A~K、220 林班 A~E,G,H、221 林班	6707.78

	<p>A~D、222 林班 A~L、223 林班 A~C,E,H,I、224 林班 C~K、225 林班 A~H、227 林班 A~D、228 林班 B~E、229 林班 A~G、230 林班 A~F、231 林班 A~C,H、232 林班 A,B,D,E、233 林班 A~F、234 林班 B~D、235 林班 A~F</p>	
	<p>●以下の森林の図 1 に示す区域以外 2 林班 B,D、16 林班 A、18 林班 F,G、 19 林班 A~E、20 林班 A、29 林班 C、 31 林班 C、32 林班 A,B、48 林班 B、 54 林班 A、55 林班 B、102 林班 K、103 林班 C,D,F、104 林班 N、105 林班 A,B、 109 林班 A、117 林班 B,D、119 林班 A、 120 林班 B~D、121 林班 A~C、204 林 班 B、207 林班 B、208 林班 D,E、209 林班 A,G、210 林班 B、211 林班 A、212 林班 A、213 林班 A、214 林班 A、215 林班 A、216 林班 A、217 林班 B、223 林班 D,G、232 林班 C、234 林班 A</p>	

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>●以下の森林の図1に示す区域 2林班 B,D、16林班 A、18林班 F,G、19林班 A~E、20林班 A、29林班 C、31林班 C、32林班 A,B、48林班 B、54林班 A、55林班 B、102林班 K、103林班 C~F、104林班 N、105林班 A,B、109林班 A、117林班 B,D、119林班 A、120林班 B~D、121林班 A~C、204林班 B、207林班 B、208林班 D,E、209林班 A,G、210林班 B、211林班 A、212林班 A、213林班 A、214林班 A、215林班 A、216林班 A、217林班 B、223林班 D,F,G、226林班 A~C、232林班 C、234林班 A</p>	<p>842. 47</p>
	<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>1林班 E~L、58林班 A~D、101林班 A~H、103林班 A、104林班 D,E,G、110林班 F~H、111林班 I、112林班 A~D、113林班 A,C,D、124林班 D、125林班 A~F、126林班 A~C、201林班 A~L、202林班 A~F,H~L、203林班 A~F,J~M、220林班 F、224林班 A,B、228林班 A,F、231林班 D~G</p>	<p>311. 87</p>
	<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>6林班 A~C、7林班 A、11林班 A、12林班 A、13林班 A~D、23林班 A、55林班 C、56林班 A~C、57林班 A~G、207林班 Aの国立公園1種の箇所、235林班 G、236林班 A</p>	<p>729. 31</p>
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>1林班 B,C、2林班 A~D、3林班 A、4林班 A~C、5林班 C、6林班 A~C、7林班 A,B、8林班 A~G、9林班 A~F、10林班 A~H、11林班 A、13林班 B,D、14林班 A,B、15林班 A、16林班 A、17林班 A~C、18林班 A~H、19林班 A,B,E,F,G、20林班 A,B、21林班 A~C、22林班 A,B、23林班 A~C、24林班 A~D、25林班 A~C、26林班 A,C~J、27林班 A,B,D~G、28林班 A~D、29林班 B,C,E、30林班 A,D、31林班 A~D、32林班 B,C、33林班 E、34林班 A~D、35林班 A~C、36林班 A~C、37林班 C,E~G、38林班</p>	<p>6993. 78</p>	

	<p>A~C、39 林班 A~C,E、40 林班 A,C,D、41 林班 B,D,F,G、42 林班 A,B,D、43 林班 A、44 林班 A,B、45 林班 A,B、46 林班 A~E,G、47 林班 A,D~G、48 林班 A~D、49 林班 A~D、50 林班 A、51 林班 A~C、52 林班 C、53 林班 A~G、54 林班 A、55 林班 C、56 林班 A,B、57 林班 C,D,F,G、102 林班 B~D,F,J~L,O、103 林班 C~F、104 林班 A,B,F,I~O、105 林班 A~D、106 林班 A~E、107 林班 A~F、108 林班 B~I、109 林班 A、110 林班 A~D、111 林班 B,C,F,G、113 林班 G、114 林班 B,C,F~I、115 林班 B~F、116 林班 A~C,E、117 林班 A~D、118 林班 A,B、119 林班 A,C、120 林班 A~C,E、121 林班 A~C、122 林班 A~C,E、123 林班 B~D、124 林班 C、126 林班 E、127 林班 B~E、128 林班 A~E,G、129 林班 A~G、130 林班 A~E、202 林班 G、204 林班 B~F、205 林班 A~C、206 林班 A、207 林班 A,B、208 林班 A~F、209 林班 A~G、210 林班 A~C、211 林班 A、212 林班 A、213 林班 A、214 林班 A、215 林班 A、216 林班 A、217 林班 A~C、218 林班 A~D、219 林班 A~K、220 林班 A~D、221 林班 A,C、222 林班 B~D,F,H~L、223 林班 A~G、224 林班 E~K、225 林班 B~H、226 林班 A~C、227 林班 A~D、228 林班 C,D、229 林班 A~G、230 林班 A~F、232 林班 A,C~E、233 林班 A~F、234 林班 A~D、235 林班 C~G、236 林班 A</p>	
<p>特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>2 林班 C、8 林班 A~G、9 林班 A~F、10 林班 A,B、17 林班 C、18 林班 H、21 林班 A,B、22 林班 B、23 林班 B,C、24 林班 B~D、25 林班 B、26 林班 E、31 林班 B、33 林班 E、34 林班 A~D、35 林班 A、36 林班 A~C、37 林班 G、41 林班 G、46 林班 A~E、47 林班 G、48 林班 A,D、49 林班 C、53 林班 A~E,G、102 林班 B~D,L,O、104 林班 A,B,J~L,O、106 林班 B~E、107 林班</p>	<p>2075.27</p>

	A,B、108 林班 B~I、110 林班 A、111 林班 B,C,F、114 林班 H、123 林班 D、124 林班 C、126 林班 E、127 林班 B~D、129 林班 C、130 林班 C,D、204 林班 C~F、205 林班 A~C、206 林班 A、208 林班 A,C~F、209 林班 B~F、210 林班 A、218 林班 A~D、219 林班 B~D,I,J、220 林班 A~D、221 林班 A,C、222 林班 C,DF,H,J~L、223 林班 A~C、224 林班 E~J、225 林班 D~H、227 林班 C,D、229 林班 A~C、232 林班 A,E、233 林班 B~D,F、234 林班 B	
--	---	--

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1 林班 B~D、2 林班 A,C、3 林班 A、4 林班 A~C、5 林班 A,C、7 林班 B、8 林班 A~G、9 林班 A~F、10 林班 A~H、14 林班 A,B、15 林班 A、17 林班 A~C、18 林班 A~E,H,I、19 林班 F,G、20 林班 B~D、21 林班 A~C、22 林班 A,B、23 林班 B,C、24 林班 A~D、25 林班 A~C、26 林班 A~J、27 林班 A~G、28 林班 A~D、29 林班 A,B,D,E、30 林班 A~D、31 林班 A,B,D、32 林班 C、33 林班 A~E、34 林班 A~D、35 林班 A~C、36 林班 A~C、37 林班 B,C,E~G、38 林班 A~C、39 林班 A~E、40 林班 A~D、41 林班 A~G、42 林班 A~D、43 林班 A、44 林班 A,B、45 林班 A~D、46 林班 A~G、47 林班 A~G、48 林班 A,C,D、49 林班 A~D、50 林班 A、51 林班 A~C、52 林班 A~C、53 林班 A~J、55 林班 A、57 林班 A、102 林班 A~J,L~P、103 林班 B,E,G、104 林班 A~C,F,H~M,O、105 林班 C,D、106 林班 A~G、107 林班 A~K、108 林班 A~I、110 林班 A~E、111 林班 A~H、113 林班 B,E~H、114 林班 A~I、115 林班 A~F、116 林班 A~E、117 林班 A,C、118 林班 A,B、119 林班 B,C、120 林班 A,E、122 林班 A~F、123 林班 A~D、124 林班 A~C、126 林班 D,E、127 林班 A~F、128 林班 A~G、129 林班 A~G、130 林班 A~E、202 林班 G、203 林班 G~I、204 林班 A,C~H、205 林班 A~C、206 林班 A、207 林班 A の国立公園 1 種以外の箇所、208 林班 A~C,F、209 林班 B~F、210 林班 A,C、217 林班 A,C、218 林班 A~D、219 林班 A~K、220 林班 A~E,G,H、221 林班 A~D、222 林班 A~L、223 林班 A~C,E,H,I、224 林班 C~K、225 林班 A~H、227 林班 A~D、228 林班 B~E、229 林班 A~G、230 林班 A~F、231 林班 A~C,H、232 林班 A,B,D,E、233 林	6707.78

		<p>班 A~F、234 林班 B~D、235 林班 A~F</p> <p>●以下の森林の図 1 に示す区域以外 2 林班 B,D、16 林班 A、18 林班 F,G、 19 林班 A~E、20 林班 A、29 林班 C、 31 林班 C、32 林班 A,B、48 林班 B、 54 林班 A、55 林班 B、102 林班 K、103 林班 C,D,F、104 林班 N、105 林班 A,B、 109 林班 A、117 林班 B,D、119 林班 A、 120 林班 B~D、121 林班 A~C、204 林 班 B、207 林班 B、208 林班 D,E、209 林班 A,G、210 林班 B、211 林班 A、212 林班 A、213 林班 A、214 林班 A、215 林班 A、216 林班 A、217 林班 B、223 林班 D,G、232 林班 C、234 林班 A</p>	
土地に関する災害の防止 及び土壌の保全の機能、 快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持 増進を図るための森林施 業を推進すべき森林	長伐期施業を推 進すべき森林	<p>●以下の森林の図 1 に示す区域 2 林班 B,D、16 林班 A、18 林班 F,G、 19 林班 A~E、20 林班 A、29 林班 C、 31 林班 C、32 林班 A,B、48 林班 B、 54 林班 A、55 林班 B、102 林班 K、103 林班 C~F、104 林班 N、105 林班 A,B、 109 林班 A、117 林班 B,D、119 林班 A、 120 林班 B~D、121 林班 A~C、204 林 班 B、207 林班 B、208 林班 D,E、209 林班 A,G、210 林班 B、211 林班 A、212 林班 A、213 林班 A、214 林班 A、215 林班 A、216 林班 A、217 林班 B、223 林班 D,F,G、226 林班 A~C、232 林班 C、 234 林班 A</p>	842. 47
	複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き	<p>複層林施業 を推進すべ き森林(択伐 によるもの を除く)</p> <p>1 林班 E~L、6 林班 A~C、7 林班 A、 11 林班 A、12 林班 A、13 林班 A~D、 23 林班 A、55 林班 C、56 林班 A~C、 57 林班 A~G、58 林班 A~D、101 林 班 A~H、103 林班 A、104 林班 D,E,G、 110 林班 F~H、111 林班 I、112 林班 A~D、113 林班 A,C,D、124 林班 D、125 林班 A~F、126 林班 A~C、201 林班 A~L、 202 林班 A~F,H~L、203 林班 A~F,J~M、 207 林班 A の国立公園 1 種の箇所、220 林班 F、224 林班 A,B、228 林班 A,F、</p>	1041. 18

	森林	231 林班 D~G、235 林班 G、236 林班 A	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言あつせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委

託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

- 5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

- 4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	全体
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150

	架線系 作業システム		0～25	15～50
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5～15	—	5～15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線 名	延長 - 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	備考
拡張	改良		大山町豊房	大平	1000m - 2箇所	259ha	○	その他
拡張	舗装		大山町豊房	大平	500m - 1箇所	259ha	○	その他
拡張	改良		大山町今在家	鍋山	10m - 1箇所	33ha		その他
拡張	改良		大山町羽田井	三谷	10m - 1箇所	320ha	○	その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道等の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

- 4 その他必要な事項
該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業に従事する者の林業に関する技術や知識の向上を図るため、町、森林組合、林業普及指導員等林業関係団体が一体となり、講習会・研修会の開催、先進地視察等の継続開催と技術研修林等の整備に努める。

また、林業労働者を確保するためには労働条件の改善が必要不可欠であり、雇用の安定、重労働の軽減、機械化による森林施業の省力化の推進、森林所有者と林業事業者との連携による計画的継続的な森林施業の実施による事業量の確保に努める。

さらに、林業事業者の協業化、資本装備の高度化等について、事業者間の合意形成を図り経営体質の強化と育成支援に努める。

(2) 林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働くものにとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。

本町の林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

また、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上、さらには労働条件の改善に努め雇用の安定化に努めることとする。

(3) 林業後継者等の育成

ア 農業を含む農林業後継者は、労働加重等の労働環境・条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化する。

イ 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓についても町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

ウ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発・普及及び後継者の育成に努めることとする。

(4) 林業事業者の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化等を通じた事業の拡大をはかることにより、就労の安定化・近代化をはかることとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系・賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は7齢級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期にな

っている。また、今後は主伐期を迎える人工林が徐々に増加傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ林道等の基礎整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向のなか、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには機械化が必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入及び稼働率の向上は重要な課題である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

本町の森林資源の現状から高性能機械の導入は、森林組合が中心となり近隣町村の素材生産業者と一体となった広域エリアにおいて導入し、共同利用していくものとする。山林の地形、経営形態等地域の現状から高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を下記のとおり設定する。

施業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材 集材		チェーンソー グラップル 林内作業車	簡易小型車両系 (プロセッサ、小型フォワーダ・タイプ)
造林 保育等	地拵 下刈	人力 刈払機	刈払機
	枝打	人力 動力枝打機	動力枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

- ア 森林組合によるフォワーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入。
- イ 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化の促進。
- ウ 間伐の早急な実施を促進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入。
- エ 高性能林業機械のオペレーターの育成をするため県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の進行を図るためには、生産から流通まで一貫した体制を作ることが必要である。しかし、現在町内生産の松の多くが松くい虫の被害を受けている現状のなかでは、本町のみで施設を作るとは困難であるため、近隣市町村との連携により、既存施設の拡充に努める。また若齢林から生産される間伐材の利用を図る。合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害についての的確な防除の推進を図るとともに、被害の発生状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法

放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、違法行為の発見と指導、その他災害の発見等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、大山町森林火入れに関する条例に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
豊房大字 シズバラ字、マエコノ字、ウマコ エノ字 大山大字 チュウモンダニ字、チカノ字、 クヌブノ字、タノ字、ヒ キヤマ字、チカノウエ字、ウエノ 字 鉦戸大字 材ノ字 羽田井大字 エンジヤノ字、コノ字 松河原大字 ヤガフノ字、カノ字 高橋大字 ヒガノ字	6 林班 A ～C、7 林 班 A、11 林班 A、 12 林班 A、13 林 班 A～D、 23 林班 A、207 林 班 A の国 立公園 1 種 の 箇 所、235 林班 G、 236 林班 A	678.66	244.48	426.85	6.31	1.02	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水資源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、特定広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	16	
ヒノキ	15	
マツ	15	
その他広葉樹	6	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森

林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に配慮して行うものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

- ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び協同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)	備考
赤坂団地	201, 202, 203, 210, 217, 218, 219, 220, 221	522.74	
羽田井団地	204, 205, 206, 208, 209, 211, 212	549.33	
殿河内団地	214, 215, 216, 222, 223, 224, 225, 226	697.81	
松河原団地	227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234	612.30	
豊成団地	101, 102, 103, 104, 105	350.30	
東坪団地	106, 107, 108, 109, 110, 111	414.56	
加茂団地	112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121	791.69	
高田団地	122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130	412.87	
長田団地	001, 053, 054, 055, 056, 057, 058	456.36	
宮内団地	030, 031, 032, 033, 034, 035, 036	364.59	
豊房団地	002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010	811.98	
今在家団地	017, 018, 019, 20, 021, 022, 024, 025, 026, 027, 028, 029	862.61	
赤松団地	037, 038, 039, 040, 041, 042, 043, 044, 045, 046, 047, 048, 049, 050, 051, 052	960.35	

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

ア とっとり共生の森育成支援を積極的に行い、企業等の社会貢献事業の推進を図るとともに、地域住民の森林への関心や理解を高める。

イ 地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 町有林の整備

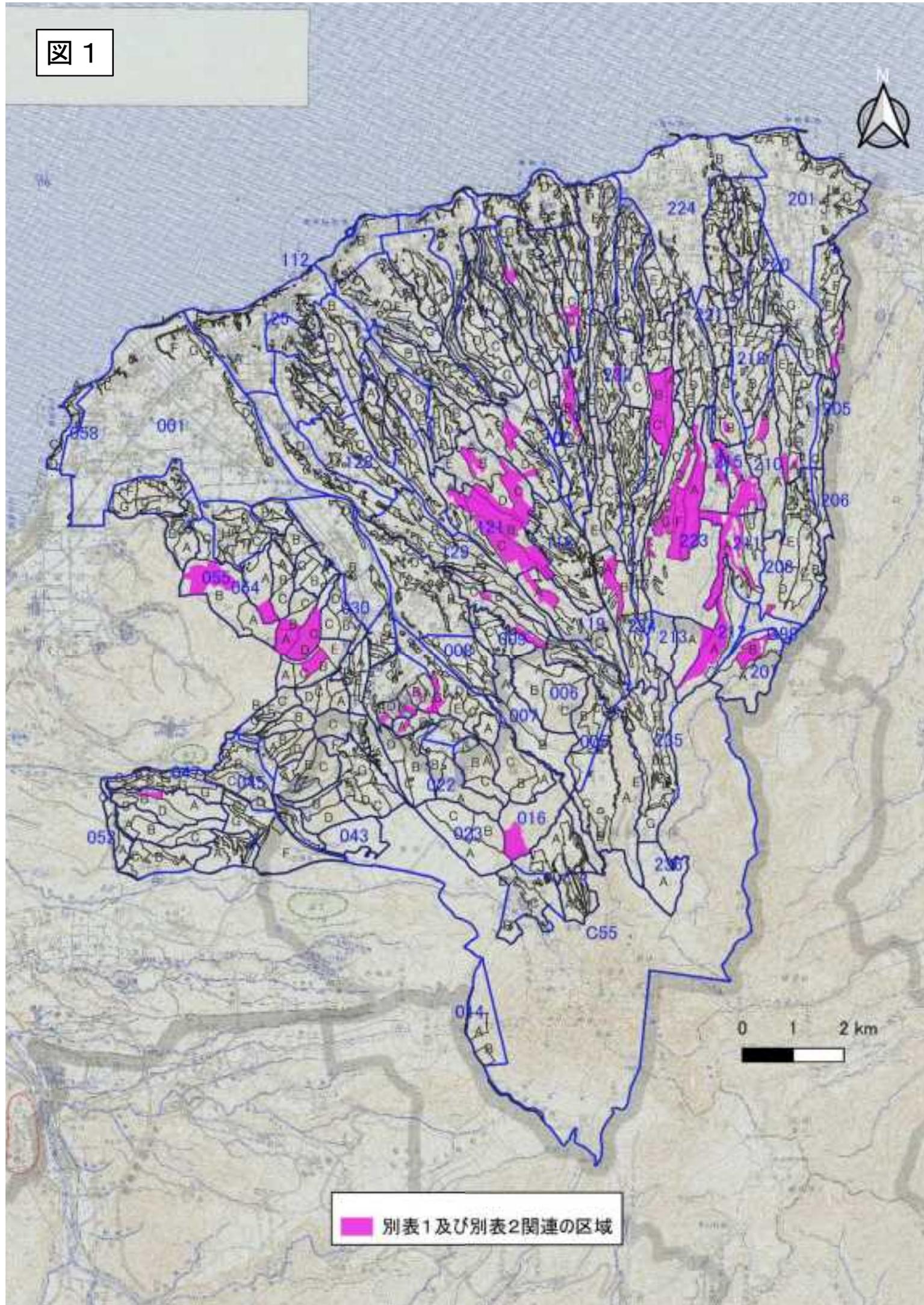
本町は現在約 588ha の森林を所有しており、人工林については森林組合に保育、間伐等を委託し実施することとする。松くい虫被害により森林機能が著しく低下した森林については可能な限り再造林を行い、緑の復活に努めるものとする。

(3) 生活環境の整備

生活環境保全林が平成 5 年から 3 箇年で森林整備、レストハウス、遊歩道の整備が行われたが、訪れる人が森林づくりに理解を深め、心身の健康づくり、憩いの場となり地域の活性化に結びつくよう森林のもつ公益的機能をより高めるための整備を推進する。

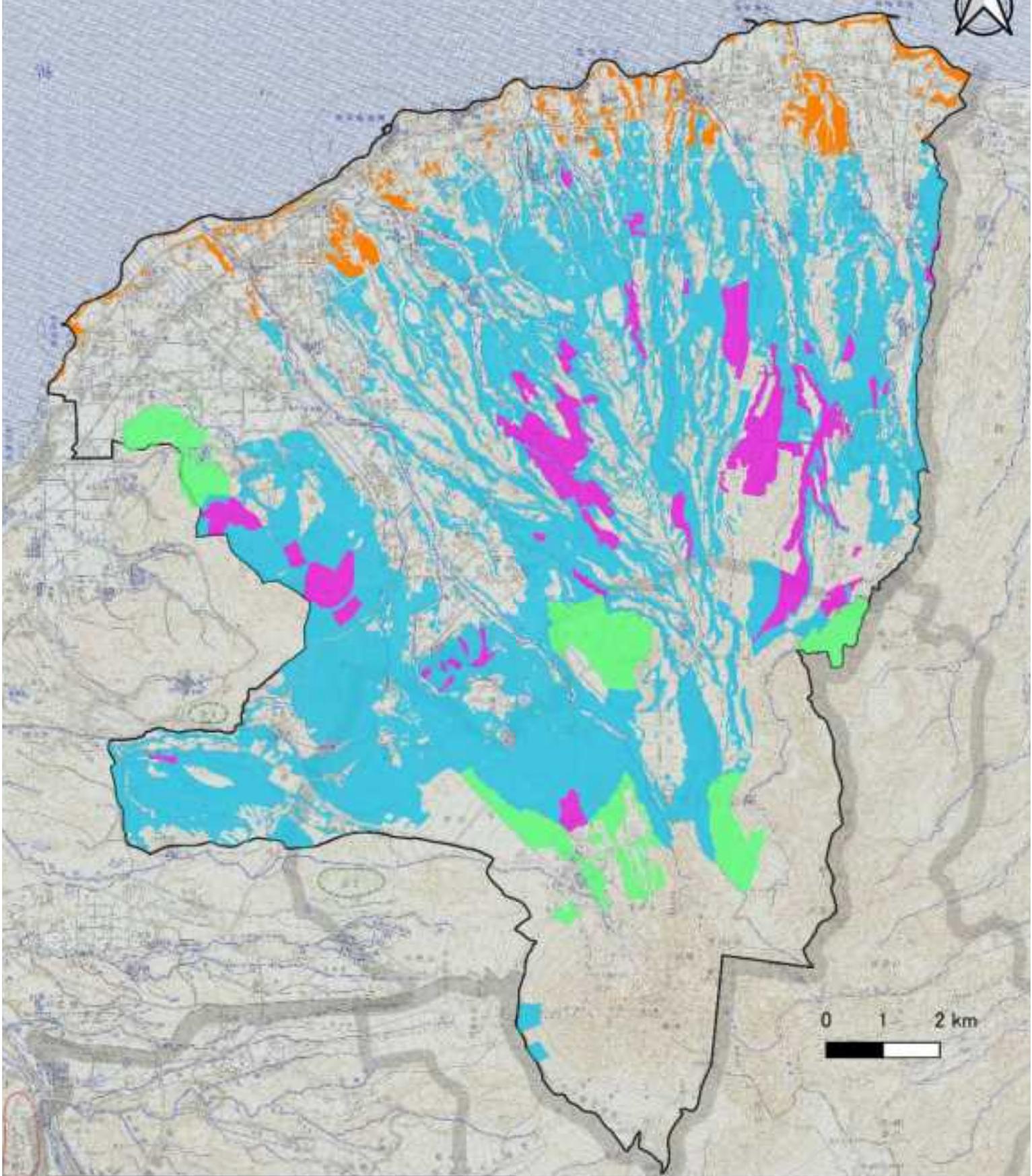
施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
生活環境保全林	羽田井	43.2ha	1	

図 1



別表1及び別表2関連の区域

公益的機能別施業森林区域図



0 1 2 km

- 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

「木材生産機能維持増進森林」及び「特に効率的な施業が可能な森林」区域図

